

横須賀市立武山小学校「学校いじめ防止基本方針」

令和8年4月1日

1. いじめ防止等に向けた基本姿勢

(1) いじめとは～いじめの定義～

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

本校では、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

また、「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施状況を学校評価に位置づけ、いじめ防止のための取組の改善を図ることとする。

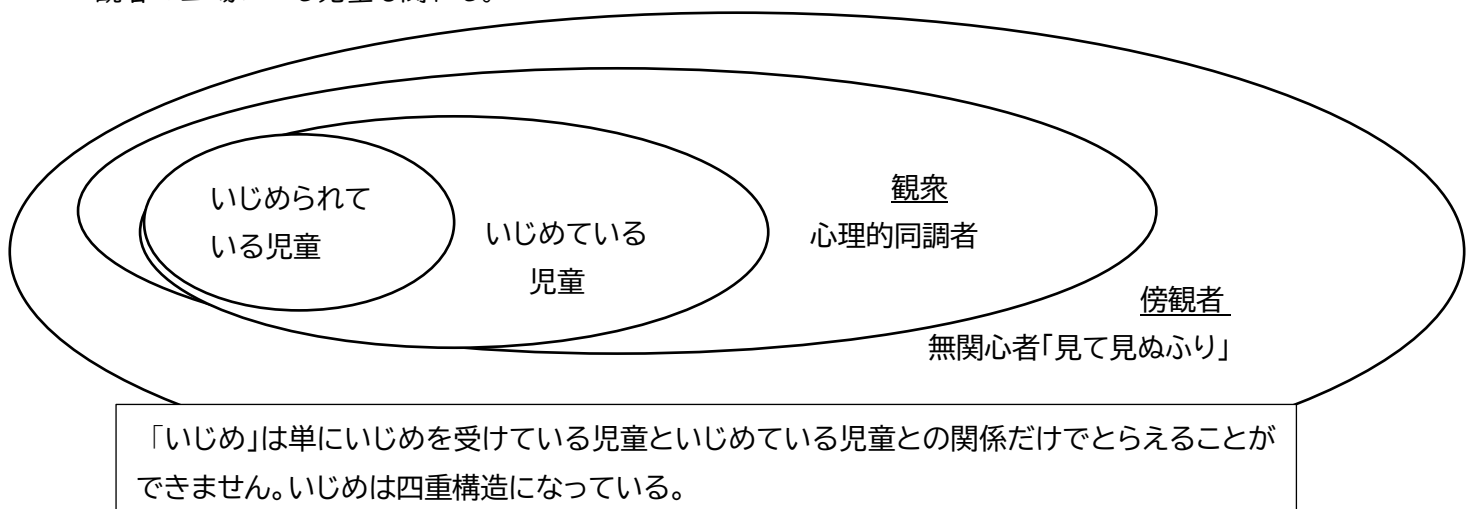
(2) いじめの分類

- ①「ことば」によるいじめ……………脅迫・名誉棄損・侮辱
・冷やかす、からかい、悪口、脅し、嫌なことを言う ・身体や動作について不快なことを言う
・嫌なあだ名をつける、しつこく言う など
- ②「暴力」によるいじめ……………暴行
・ぶたれる、ぶつかる、叩かれる、蹴られる ・体をこづかれる ・触って知らないふりをされる
・遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたり、技をかけられる
- ③「仲間はずし」「集団による無視」などのいじめ……………脅迫
・対象の子が来ると、その場からみんないなくなる ・遊びやチームに入れない
・席を離される
- ④「たかる」などのいじめ……………恐喝
・「金品」を要求される
- ⑤「かくす・盗む・壊す・捨てる」……………窃盗・器物破損
・対象の子の持ち物を傷つける

- ⑥「嫌なことをさせる」……………強要・強制わいせつ
 - ・万引きやかつあげを要求される
 - ・大勢の前で衣服を脱がされる
 - ・教師や大人に対して暴言をいわされる
- ⑦「情報機器による誹謗中傷」……………脅迫・名誉棄損・侮辱
 - ・インターネット(SNS)で恥ずかしい情報を載せられる
 - ・いたずらや脅迫のメッセージが届く
 - ・画像や動画の流出、悪用される

(3) いじめ構造 ～いじめの根底を理解する～

「いじめ」は単に「いじめを受けている児童」と「いじめをしている児童」との関係だけではなく、観衆や傍観者の立場にいる児童も関わる。



①観衆や傍観者の立場にいる児童も結果としていじめを助長する

- ・いじめられている児童といじめている児童の関係が逆転する場合もある。

②いじめられている児童の気持ち

- ・自尊心を傷つけられたくない。
- ・親に心配をかけたくない、知られたくない。
- ・さらにいじめられるのではないかと不安から、いじめの事実を言わない。
- ・屈辱をこらえ平静を装う。明るく振舞ったり、笑っているような表情をしたりしてしまう。
- ・「自分に責任がある」と自分を責め、自分の存在を否定する気持ちになる。

③いじめている児童の気持ち

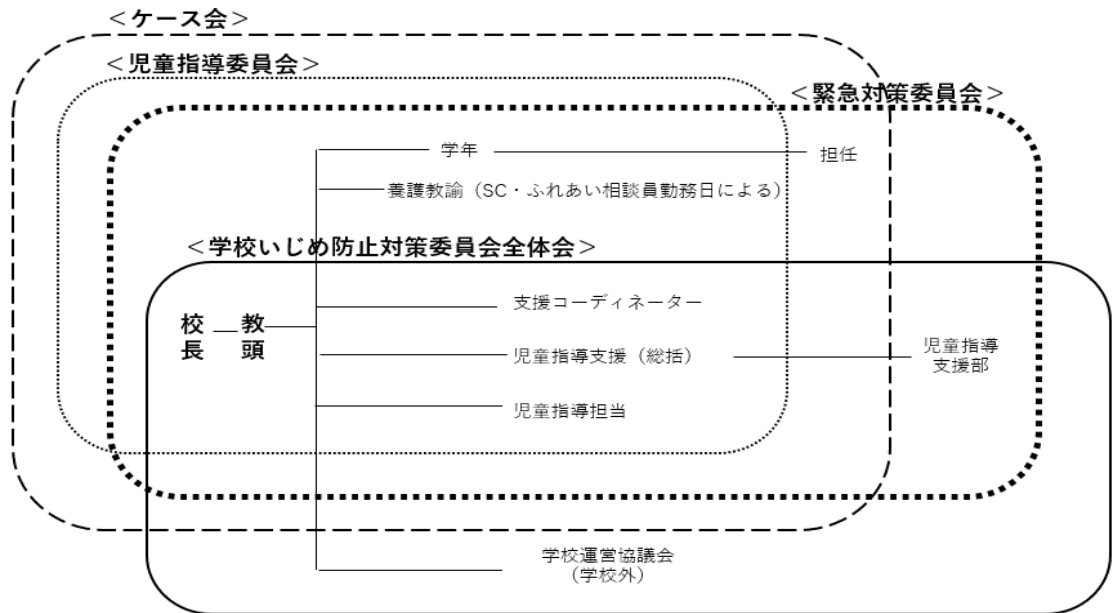
- ・いじめの深刻さを認識しないで、からかい感覚でいじめを行う。
- ・自分がいじめのターゲットにならないように、いじめに加わることがある。
- ・いじめている側にも問題があるので改善しようとする正義感から、いじめを正当化している

いじめは、どの児童にも、どの集団にも、どの学校にも起こりうること。

そのため……担任個人だけでなく、組織として未然防止・早期発見・早期対応が大切になる。

2. いじめ防止等に取り組むための校内組織

(1) 組織図



(2) 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

「学校いじめ防止対策委員会」を実効的に行うため、「児童指導委員会」「ケース会議」「いじめ対策委員会」を設置する。また、重大事案発生時には、教育委員会や関係機関との連携を密にとり対応する。さらに実効性のチェックが適正に行われているか、振り返りを行う。

名称	学校いじめ防止対策委員会			
会議	全体会	児童指導委員会	ケース会議	緊急対策委員会
構成	管理職 児童指導担当 学校運営協議委員 児童指導支援部	管理職 児童指導担当 各学年代表 養護教諭	管理職 児童指導担当 支援コーディネータ 学年 担任 ※ふれあい相談員 ※スクールカウンセラー	管理職 児童指導・支援部 支援コーディネーター 学年 担任 ※ふれあい相談員 ※スクールカウンセラー
開催	1回/年	1回/月	適宜	いじめ発生時
目的	・分析、方向性 ・実効性のチェック ★外部構成員が入る	・未然防止の手立て ・早期発見の手立て ★主に全校指導	・未然防止の手立て ・早期発見の手立て ★主に個別支援	・早期対応 ・指導と支援 ★問題解決
具体的内容	・防止・発見・対応 ・学校いじめ防止基本方針に関すること	・学校の土壌作り ・共有 ・今後の方向性	・情報収集 ・共有、記録 ・対応検討、検証	・情報収集 ・事実関係整理 ・今後の対応、指導、支援 ・保護者との連携

3. いじめ防止対策 年間計画

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、いじめの早期発見の取組、早期対応の取組、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

武山小学校 いじめ防止対策 年間計画

月	職員会議、対策委員会等	地域・保護者との連携	未然防止	早期発見／早期対応		
4	<ul style="list-style-type: none"> ■職員会議 <ul style="list-style-type: none"> ・グランドデザインの確認 ・基本方針、年間指導計画の確認 ・教育相談体制の確認 ■校内いじめ防止対策委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・情報共有、防止への取組み企画立案 ■幼保こ小情報交換会 <ul style="list-style-type: none"> ・幼児教育と小学校教育をつなぐ ■小6中1情報交換会 <ul style="list-style-type: none"> ・中1ギャップを未然に防ぐ 		安全安心な学級づくり、人間関係づくり、様々な体験活動、道徳教育等の充実、分かる授業の実践	<ul style="list-style-type: none"> ■始業式、朝会 <ul style="list-style-type: none"> ・校長、児童指導からの話 	日常的な児童の観察、教職員間での情報交換↓ケース会議（支援の具体策確認）	<ul style="list-style-type: none"> ■児童交流全体会 <ul style="list-style-type: none"> ・共通理解、情報共有
5	<ul style="list-style-type: none"> ■校内いじめ防止対策委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・情報共有、防止への取組み企画立案 ■小中一貫3校合同研修会 <ul style="list-style-type: none"> ・情報交換、学びの連続性を重視 	<ul style="list-style-type: none"> ■授業参観、懇談会 <ul style="list-style-type: none"> ・保護者の不安感の軽減 				<ul style="list-style-type: none"> ■児童指導委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・情報交換 ■学習状況調査・check調査の実施
6	<ul style="list-style-type: none"> ■学校いじめ防止対策委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・第1回学校運営協議会 ■支援教育研修会 ■校内いじめ防止対策委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・情報共有、防止への取組み企画立案 			<ul style="list-style-type: none"> ■ピンクシャツデー <ul style="list-style-type: none"> ・朝会で呼びかけ ・「あたたかい言葉」の交流 ■職員研修 		<ul style="list-style-type: none"> ■第1回学校生活アンケート <ul style="list-style-type: none"> ・児童面談、アンケート結果の分析、対応 ■児童指導委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・情報共有 ■児童交流全体会 <ul style="list-style-type: none"> ・情報共有
7	<ul style="list-style-type: none"> ■校内いじめ防止対策委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・情報共有、防止への取組み企画立案 	<ul style="list-style-type: none"> ■個人面談 <ul style="list-style-type: none"> ・保護者と情報交換 				<ul style="list-style-type: none"> ■児童指導委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・情報共有
8	<ul style="list-style-type: none"> ■学校いじめ防止対策委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・第2回学校運営協議会 ■校内いじめ防止対策委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・情報共有、防止への取組み企画立案 			<ul style="list-style-type: none"> ■ピンクシャツデー <ul style="list-style-type: none"> ・朝会で呼びかけ 		<ul style="list-style-type: none"> ■児童指導委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・情報共有 ■学習状況調査・check調査の結果分析
9	<ul style="list-style-type: none"> ■校内いじめ防止対策委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・情報共有、防止への取組み企画立案 					<ul style="list-style-type: none"> ■児童指導委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・情報共有
10	<ul style="list-style-type: none"> ■校内いじめ防止対策委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・情報共有、防止への取組み企画立案 ■小中一貫3校合同研修会 <ul style="list-style-type: none"> ・情報交換、学びの連続性を重視 			<ul style="list-style-type: none"> ■ピンクシャツデー <ul style="list-style-type: none"> ・朝会で呼びかけ 		<ul style="list-style-type: none"> ■児童指導委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・情報共有
11	<ul style="list-style-type: none"> ■校内いじめ防止対策委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・情報共有、防止への取組み企画立案 	<ul style="list-style-type: none"> ■学校評価アンケート実施 <ul style="list-style-type: none"> ・地域、保護者 				<ul style="list-style-type: none"> ■児童指導委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・情報共有 ■第2回学校生活アンケート実施 <ul style="list-style-type: none"> ・児童面談、アンケート結果の分析、対応
12	<ul style="list-style-type: none"> ■学校いじめ防止対策委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・第3回学校運営協議会 ■校内いじめ防止対策委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・情報共有、防止への取組み企画立案 	<ul style="list-style-type: none"> ■個人面談 <ul style="list-style-type: none"> ・保護者と情報交換 		<ul style="list-style-type: none"> ■ピンクシャツデー <ul style="list-style-type: none"> ・朝会で呼びかけ ・校内作品展にて「温かい言葉」の交流 		<ul style="list-style-type: none"> ■児童指導委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・情報共有
1	<ul style="list-style-type: none"> ■校内いじめ防止対策委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・情報共有、防止への取組み企画立案 ■小中一貫3校合同研修会 <ul style="list-style-type: none"> ・情報交換、学びの連続性を重視 			<ul style="list-style-type: none"> ■職員研修 		<ul style="list-style-type: none"> ■児童指導委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・情報共有
2	<ul style="list-style-type: none"> ■校内いじめ防止対策委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・情報共有、防止への取組み企画立案 	<ul style="list-style-type: none"> ■授業参観、学年末懇談会 <ul style="list-style-type: none"> ・保護者の不安感の軽減 		<ul style="list-style-type: none"> ■ピンクシャツデー <ul style="list-style-type: none"> ・朝会で呼びかけ 		<ul style="list-style-type: none"> ■児童指導委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・情報共有
3	<ul style="list-style-type: none"> ■学校いじめ防止対策委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・第4回学校運営協議会 ■校内いじめ防止対策委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・情報共有、防止への取組み企画立案 					<ul style="list-style-type: none"> ■児童交流全体会 <ul style="list-style-type: none"> ・情報共有

4. いじめの未然防止

(1) 教職員の共通理解

- ①いじめの特質等について、校内研修や職員会議を活用し、平素から教職員全員の共通理解を図る。
- ②職員室での会話を大切に、担任だけでなく級外の職員も授業中の児童の様子での気づきを声に出し心配な児童はたくさんの目で見守る。

(2) 学級経営

- ①職員が児童を一人の人間として尊重し、日頃から児童の心に寄り添うことを心がける。
- ②学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会全ての児童生徒に提供し、自己有用感が高められるよう努める。

(3) 授業の充実

- ①授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める。
- ②自分のレベルに合った授業形態、授業内容を準備する。支援の必要な児童には取り出しによる個別支援など安心できる環境を整える。

(4) 人権教育

- ①学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育むとともに他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

(具体例)

- 低学年の時から「良いこと」「悪いこと」を理由も含めてきちんと伝えていく、積み重ねていく。
→「人の物をとることは悪いこと」「遊びたいからといって強く引っ張るは悪いこと」
- グループワークや友達との会話を取り入れた授業
- 家庭との連携を大切にする。家庭の事情を配慮して対応。
- 悪いとことばかり指摘するのではなく、良いところに着目して褒める。
- 自分がやってもらって嬉しかったことは友達にもしてあげよう。

5. いじめの早期発見

(1) 小さな気づき

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多くある。そこで、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するよう努める。

- 休み時間や放課後の雑談の中での児童生徒の様子把握
 - 個人ノート、生活ノート、個人面談、家庭訪問等による把握
 - 「児童がいつもと様子がちがう」など気になったことは他の職員に話をする。聞いた職員は一緒に考えたり次の一手を考える。(オンザフライミーティング)
- (例) 児童指導に相談、養護教諭に聞いてみる、今年の担任に聞いてみるなど

(2) 地域・保護者との連携

- いじめは、学校や家庭だけの問題ではなく、すべての大人たちの問題として取り組む必要があることから、日頃から家庭や地域との共通理解を図るため、開かれた学校づくりに努める。

(3) 生活アンケートの実施

- 定期的な学校生活アンケート調査を実施し、児童の状況を客観的な把握に努める。アンケート内容をもとに児童との面談を行い、児童の状況を把握する。
- ・学校生活アンケートの実施 年2回(6月、11月)
- ・アンケート→児童との面談→個人面談で保護者とも共有→児童指導委員会で職員でも共有

★児童・保護者から訴えがあったときは・・・★

教職員・・・「よく言ってくれたね」「必ず守る」「安心して」という教職員の強い決意を伝える。(教職員の姿勢)

危険回避のための場所提供と本人の心のケアなど心身の安全保障をする。(心身の安全保障)

事実関係の客観的な把握と共に本人の気持ちも傾聴する(事実関係の把握)

周りの児童から・・・「よく言ってくれたね」と勇気ある行動を褒め、情報発信元は絶対に明かさないと伝え
安心感を与える。(教職員の姿勢)

他の児童から見えない場所や時間を確保し、訴えを受けとめる。(心身の安全保障)

保護者から・・・保護者がいじめの事を相談できるように、日頃から保護者との信頼関係を築くことが大切
である。困ったことの連絡だけでなく児童の良いところを伝えるなど関係作りをする。

保護者の気持ち、話したいことをまずは丁寧に聞いて受けとめる。(教職員の姿勢)

(4) 相談窓口の紹介

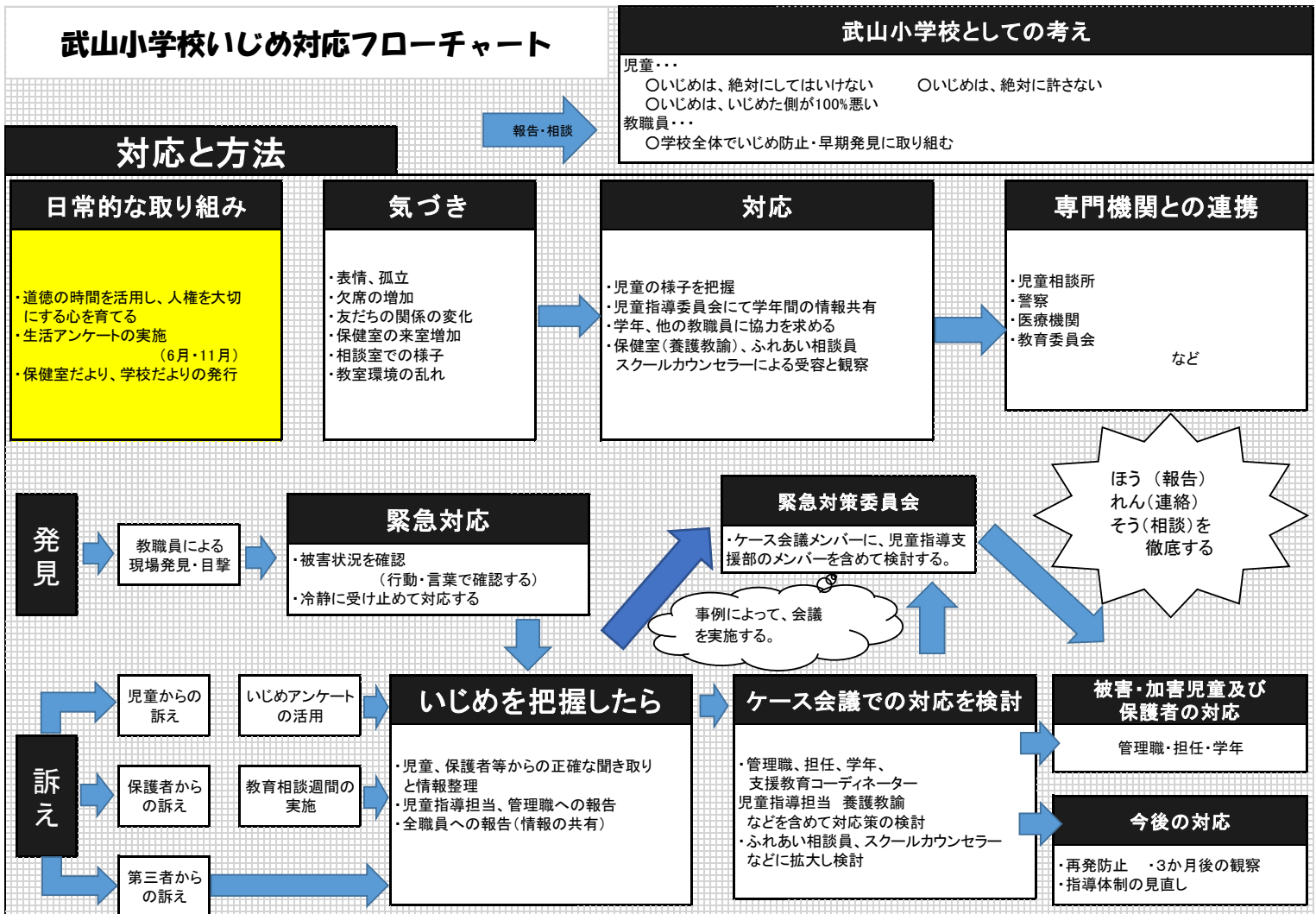
■児童・保護者、教職員がいつでもいじめに関して相談できるよう、相談窓口を周知するための工夫をする。

(相談窓口)

- 武山小学校 046-856-3126
- 横須賀市教育委員会 こどもの悩み相談ホットライン:046-822-6522
- 神奈川県立総合教育センターいじめ110番:0466-81-8111
- スクールカウンセラー(SC)・ふれあい相談員・スクールソーシャルワーカー(SSW)の活用
- 横須賀市療育相談センター:046-822-6741
- 横須賀市児童相談所:046-820-2323

※毎年、年度初めの学校だよりで相談者の紹介、相談窓口のお知らせをする。

6. いじめへの早期対応



7. 重大事態への対応

《重大事態の定義》

「重大事態」とは、法第28条第1項第1号において「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、第2号において「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」とされている。

「生命、心身又は財産に重大な被害」とは

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定されます。

「相当の期間」とは

国の基本方針では、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としますが、日数だけでなく、生徒の状況や個々のケースを十分把握し、一定期間連続して欠席しているような場合も、学校の設置者または学校の判断で重大事態と認識する場合があります。

重大事態が発生した場合は、次の対応を行う。

報告 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。

↓

設置 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

↓

調査 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

↓

提供 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実確認、その他の必要な情報を適切に提供する。